

要綱第41号

令和7年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

宇和島市長 岡 原 文 彰

令和7年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、商店街団体等が商業活性化を図ることを目的として自主的に行う取組に要する経費に対し、予算の範囲内において令和7年度宇和島市地域商業活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「商店街団体等」とは、市内に本拠を置く者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 商店街振興組合、事業協同組合
- （2） 商工会議所、商工会
- （3） 商店街に店舗を有する事業者で構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、商店街団体等であって、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 同一の事業に対して、国又は他の地方公共団体等から他の補助、助成等の交付を受けていないこと。
- （2） 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- （3） 補助金交付申請時に市税を滞納していないこと。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助率、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表に規定する補助対象事業の同一会計年度における補助金の交付は、同一の商店街団体等につき1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表の規定により算出して得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街団体等（以下「申請者」という。）は、宇和島市地域商業活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（別紙1）
- （2） 収支予算書（規則様式第2号）
- （3） 補助対象経費に係る見積書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たり、補助対象経費から当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を差し引かなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、宇和島市地域商業活性化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市地域商業活性化事業変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金の額の変更

（2） 補助対象経費の20%を超える増減

（3） 事業内容の重要な変更

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市地域商業活性化事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第10条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第6条第2項に定める補助金等変更承認通知書（規則様式第7号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（規則様式第8号）に当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇和島市

地域商業活性化事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 成果報告書
 - （2） 収支決算書（規則様式第12号）
 - （3） 補助対象経費に係る領収書の写し
 - （4） 事業実施を記録した写真
 - （5） その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、宇和島市地域商業活性化事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宇和島市地域商業活性化事業補助金精算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 補助事業者は、規則第9条第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、宇和島市地域商業活性化事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当し、この要綱の規定に違反すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施方法が適正でないと認めたとき。

(5) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該補助事業者に対し既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(関係書類の整備及び保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(遂行状況の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について補助事業者に報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 令和8年3月31日以前に交付決定された補助金に係る第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）

補助対象事業	補助率	補助対象経費	補助限度額
商店街において実施される次のいずれかの取組 （１） 商店街団体の会員増加を図る事業 （２） 消費者サービスの向上及び情報発信に資する事業 （３） 商店街の魅力を高めるために実施する事業 （４） その他商業活性化に資する事業	補助対象経費の1/2以内	報償費（謝金） 食糧費 使用料及び賃借料（敷金、保証金等を除く。） 光熱水費 工事請負費 印刷製本費 備品購入費 消耗品費（景品、記念品等を除く。） 燃料費 委託料 通信運搬費 広告宣伝費 手数料 賃金 その他市長が必要と認める経費	75万円

宇和島市地域商業活性化事業補助金交付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

宇和島市地域商業活性化事業補助金の交付を受けたいので、令和 7 年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 総事業費 _____円
（うち補助対象額 _____円）（税抜）
- 3 補助金交付申請額 _____円
- 4 補助事業の実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付書類
- (1) 事業計画書（別紙１）
- (2) 収支予算書（規則様式第２号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 6 同意事項（以下の事項に同意する場合はチェックしてください。）
- ☐ 市が市税等の収納状況を閲覧することに同意する。
- ※同意がない場合は、交付は受けられません。

別紙 1

宇和島市地域商業活性化事業補助金事業計画書

事業名称	
事業実施場所	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の目的	
事業概要	
事業実施により 期待できる効果	

（注 1）記入欄が不足する場合は、欄を拡張して記載すること。

（注 2）事業実施場所の位置図その他関係書類を添付すること。

宇和島市地域商業活性化事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けにて申請のあった標記補助金について、令和 7 年度
宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付
を決定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業完了後、30日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

宇和島市地域商業活性化事業變更承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
下記の理由により変更したいので、令和7年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 総事業費 円
(うち補助対象額 円) (税抜)
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 補助事業の実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 変更理由
- 6 添付書類
- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(規則様式第2号)
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

宇和島市地域商業活性化事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
下記の理由により中止（廃止）したいので、令和 7 年度宇和島市地域商業活性化事業
補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 総事業費 円
(うち補助対象額 円) (税抜)
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 中止（廃止）の理由
- 5 補助事業の中止期間又は廃止年月日
(中止) 年 月 日 ～ 年 月 日
(廃止) 年 月 日

宇和島市地域商業活性化事業実績報告書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業が完了したので、令和7年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称

- 2 総事業費 _____ 円
 (うち補助対象額 _____ 円) (税抜)

- 3 補助金交付決定額 円

- 4 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- ## 5 添付書類

- (1) 成果報告書（様式任意）
- (2) 収支決算書（規則様式第12号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業実施を記録した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

宇和島市地域商業活性化事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けにて実績報告のあった補助事業について、令和 7 年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付確定額 _____ 円

宇和島市地域商業活性化事業補助金精算払請求書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった補助金について、令和 7 年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額

円
- 3 既概算払額

円
- 4 今回請求額

円
- 5 振込先

金融機関名

支店・支所名

預金種別

口座番号

口座名義人（フリガナ）

宇和島市地域商業活性化事業補助金概算払請求書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった補助金について、令和 7 年度宇和島市地域商業活性化事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称

- 2 補助金交付決定額 _____ 円

- 3 既概算払額 _____ 円

- 4 今回請求額 _____ 円

- 5 概算払を必要とする理由

- 6 振込先
 - 金融機関名
 - 支店・支所名
 - 預金種別
 - 口座番号
 - 口座名義人（フリガナ）